

清水町中小企業近代化資金融資条例（昭和38年4月1日条例第14号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(融資の対象)</p> <p>第4条 融資の対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する事業を営む者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号及び第4号に規定する事業協同組合及び企業組合とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き<u>1年以上営んでいるもの</u>及び<u>業歴1年未満であっても事業運営が健全と認められるもの</u>とする。ただし、遊興娯楽の不急業種は対象としない。</p> <p>3 融資対象は、前2項の規定に該当し、かつ、納期到来の町税を完納しているものとする。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(融資の対象)</p> <p>第4条 融資の対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する事業を営む者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号及び第4号に規定する事業協同組合及び企業組合とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き<u>1年以上営んでいるもの</u>とする。ただし、遊興娯楽の不急業種は対象としない。</p> <p>3 融資対象は、前2項の規定に該当し、かつ、納期到来の町税を完納しているものとする。</p>
第5条～第12条 (略)	第5条～第12条 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。